

2011年(平成23年)1月25日 火曜日

Q 特許権や実用新案権という言葉が聞きますが、どのような権利ですか。

特許権と実用新案権



あれこれ

A 特許権とは、発明を保護する権利です。ここでの発明とは、自然の法則を利用したアイデアによってつくられた物や方法をいいます(例えば遠心力を利用した脱水機など)。

物の発明としては機械、器具、化学物質など、方法の発明として必要です。製造方法、食品の加工方法などがあります。特許権を取得するには特許庁に出願してこれを満たすか、審査を経た上で登録を受ける必要があります。出願から権利化までの期間は通常2〜4年ほどかかりますが、特許権の取得によって特許権者は第三者が発明を無断で実施することを排除することができますというメリットがあります。し止め請求、損害賠償請求、信用回復措置請求(権利主張する時点で初めて新規性、進歩性の有無などが審査されるため、せつかく登録しても実は保護されるべきアイデアではなかった)という権利主張ができます。これは「物品の形状、構造または組み合わせ」のアイデアを保護するもので、特許権を取得するほどではない小発明を保護する制度です。特許とは異なり無審査で登録できるの点が高いい場場合に有用な点で、出願から6カ月ほど続きます。

確実性かスピードか

類似の制度として実用新案権があります。これは「物品の形状、構造または組み合わせ」のアイデアを保護するもので、特許権を取得するほどではない小発明を保護する制度です。特許とは異なり無審査で登録できるの点が高いい場場合に有用な点で、出願から6カ月ほど続きます。

(弁護士 松田健太郎)